

八王子市教育委員会 殿

学校名 八王子市立第五中学校  
校長 鴨狩 淳一 公印

## 令和7年度教育課程について(届)

このことについて、八王子市立学校の管理運営に関する規則に基づき、下記のとおりお届けします。

### 記

#### 1 教育目標

##### (1) 学校の教育目標

日本国憲法、教育基本法、学校教育法及び学習指導要領等に則し、人権尊重の精神を基調として心身共に健康で、知性と感性に富み、生涯を通じて主体的に学び続け、国際社会に貢献できる人間性豊かな生徒の基本的資質を養う。また、自己肯定感や自己実現の獲得的な要素と、人とのつながりや利他性、社会貢献意識の協調的な要素を調和的・一体的に育み、日本社会に根差した「調和と協調」に基づくウェルビーイングを教育を通して向上させる。

この教育目標を実現するために、次の生徒を育成する。

- ◎ 人・地球との共生 〈より高い人間性をめざす人〉 (徳)
- 未来社会への知性 〈学び続ける人〉 (知)
- 心身共に健康 〈健康で生命を大切にする人〉 (体)

##### (2) 学校の教育目標を達成するための基本方針

###### ア 豊かな心の育成 【人・地球との共生 〈より高い人間性をめざす人〉 (徳)】

自立した一人の人間として人生を他者とともにによりよく生きる人格を形成することをめざし、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を前提に、人が互いに尊重し調和と協調、協働して社会で生きる上で求められる規範意識を醸成する。また、人としてよりよく生きる上で大切なことは何か、自分はどのように生きるべきか自ら考え、自らの生き方を探求する力を養う。

###### イ 確かな学力の育成 【未来社会への知性 〈学び続ける人〉 (知)】

第五中学校グループ(第一小・第四小)における学力定着プロジェクトチームを要とし、基礎的・基本的な学力の定着をめざす。学習活動では幅広い知識と教養を身に付け、生涯にわたり学習する基盤が養われるよう、基礎的な知識及び技能を習得させ、これらを活用して課題解決するための思考力、判断力、表現力等及び主体的に学習に取り組む態度を養う。

###### ウ 健やかな体の育成 【心身共に健康 〈健康で生命を大切にする人〉 (体)】

「生きる力」を支える重要な要素の体力や健康の維持を図るため、運動を通して体力を養い、健康を維持する食育を通して望ましい食習慣や健康的な生活習慣を身に付けさせる。また、生徒の生命を脅かす災害や性暴力等の危険から身を守る力を養う。

###### エ 不登校生徒への支援

不登校総合対策「つながるプラン」の趣旨を踏まえ、生徒、保護者に対して寄り添い、将来の社会的自立に向けた支援と誰一人取り残されない学びの保障を学校教育の使命として位置付け、不登校巡回指導拠点校としての役割を明確にし、巡回校等とともに不登校対策に全力で取り組む。

###### オ いじめ防止等の取組

いじめはどの学校でもどの生徒にも起こるとの認識の下、いじめ防止対策推進法等を遵守し、教職員がいじめについて組織的に対応するとともに、保護者、地域住民、関係機関等との緊密な連携により、いじめ問題に正面から対峙し、これを解消する。

###### カ 特別支援教育の充実

八王子市第五次特別支援教育推進計画に基づき、障害の有無にかかわらず、次世代を担う全ての生徒の自立と社会参画をめざし、切れ目なく生徒一人ひとりの発達や教育的ニーズに応じた適切な指導と学習機会の充実を組織的に行う。

###### キ 小中一貫教育のさらなる充実

第五中学校グループ(第一小・第四小)としての共通目標「より高い人間性をめざす人・学び続ける人・健康で生命を大切にする人」の実現をめざし、教職員の創意と工夫により合同・一体となった学習活動の取組や学校行事等を起点にさらなる小中一貫教育の充実を図る。

## 2 指導の重点

## (1) 各教科等

## ア 各教科

- ① 国語科を要としつつ各教科等の特質に応じて生徒の言語活動を充実させ、単元や題材などの時間のまとまりを見通しながら、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を全教科で実施し、自己肯定感や自己実現の獲得も踏まえた授業改善を行う。その手だてとして、全学年で週4回の朝読書活動の実施、全教科等の学習活動でねらいを深める場面や振り返りの場面において1人1台の学習用端末における授業支援ツールの活用を実施する。
- ② 全国学力・学習状況調査、八王子市学力定着度調査の結果を踏まえ、教科書の例題レベルの問題を解くことができる学力の定着をめざし、週1回のドリル型学習用コンテンツの活用、夏季休業中の各教科補習教室、週2回の「放課後『楽習会』」と授業とを関連付けた学習活動を行い、確実に基礎学力を身に付けさせる。
- ③ 各教科で獲得した知識及び技能を活用して、思考力、判断力、表現力等を相互に関連付け、深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見出して解決策を考えたりする授業改善、学習活動に重点を置き、日常の授業及び単元テストや定期考査を踏まえ、指導と評価の一体化の観点から成果と課題を把握する。

## イ 総合的な学習の時間

- ① 第1学年では「八王子市の日本遺産や郷土の浅川」「社会とのつながり、食・農業」をテーマに探究し、「がさがさ体験」を実施して豊かな郷土の自然や紡がれた文化について八王子市環境教育アドバイザー等を講師に招聘し、主体的、体験的に学ぶことを通して、八王子の魅力や郷土愛を育む。また、農業及び民泊体験を通して、社会とのつながりの大切さや日本の豊かな食を支える農業について学びを深めさせる。
- ② 第2学年では「地域の課題解決」をテーマにこれまでの職場体験を改善し、地元の各事業所の協力の下、アントレプレナーシップ教育を実施し、課題に挑戦するための姿勢と方法、基礎的・汎用的能力、社会的・職業的自立に向けて将来の生き方に必要と基盤となる資質・能力を育む。
- ③ 第3学年では「京都・奈良の日本遺産や世界遺産を始めとする歴史、文化、芸術、食」をテーマに国語科や社会科、美術科、技術・家庭科等において教科横断的、主体的な探究活動を行い、問いを見いだし、自分で課題を立て、情報を集め、整理、分析して、まとめ、表現できる力を育成する。

## ウ 特別活動

- ① 学級活動における係や委員会活動については、多様な他者と協働する集団活動の意義や活動を行う上で必要な考え方を理解した上で、生徒が主体的にボトムアップで企画・提案・討議し、必要なプロセスを経て決定し、行動できる力を身に付けさせることを学校全体で取り組む。
- ② 生徒会活動、体育大会、合唱コンクール、小中一貫教育で合同・一体で行う行事、集団宿泊的行事において、集団や自己の生活、人間関係の課題を見出し、解決するために話し合い、合意形成や意思決定することを通して、互いの良さや可能性を發揮できる場や「調和と協調」に基づくウェルビーイングに向けて意図的・計画的に設定する。

## (2) 「特別の教科 道徳」を要とする道徳教育

- ① 道徳教育全体計画を基に、日常の教育活動を通じて全教職員が人間としてよりよく生きるための道徳的価値について語ったり、話題に出したり、学びと関連付けたりして学校教育活動全体を通じた道徳教育を一層充実させる。また、別葉に道徳教育に係る内容項目を記載し、道徳的価値について横断的な共通理解を図る。
- ② 道徳科では重点内容項目として「自主、自律、自由と責任」、「思いやり、感謝」、「友情、信頼」、「相互理解、寛容」、「公正、公平、社会正義」、「生命の尊さ」、「よりよく生きる喜び」の7項目とし、人間としてよりよく生きるとは何かを考え、議論する授業に改善し、道徳科を要として、道徳教育の補充・深化・統合を行う。
- ③ 道徳授業地区公開講座では、学校、地域、保護者が一体となり道徳教育が行われるよう、特別の教科 道徳の授業参観及び協議会を実施し、地域や保護者のニーズを踏まえた道徳教育を行う契機とする。

## (3) キャリア教育

- ① 「はちおうじっ子キャリア・パスポート 第五中学校版」を作成し、小学校の学びを活かしたキャリア教育の場面で学習活動の内容、地域の活動を記録し、振り返ることを通して、新たな学習や生活への意欲につなげたり、考えたりする活動につなげる。特に「振り返る力」の成長に伴走するよう、指導に重点を置く。
- ② 主体的な進路の選択と将来設計を描けるよう、生徒一人ひとりが目標をもって、自らの生き方や進路に関する適切な情報を1人1台の学習用端末や学校図書館等の活用を通して、収集・整理し、自己の個性や興味・関心を考えさせる学習活動に改善する。

## (3) 特別支援教育

- ① 対象生徒の障害による学習上または生活上の困難を改善・克服し、全ての時間、在籍学級で学校生活を送れるよう学校生活支援シート及び個別指導計画（連携型個別指導計画）を家庭、校内委員会、スクールソーシャルワーカー等と連携し生徒一人ひとりに合った支援及び在籍学級における支援に結び付けられるようにする。
- ② 障害の有無にかかわらず、全ての生徒の学習機会が得られ、支援が充実したものとなるよう、個別の教育的ニーズに最も的確に応える指導方法の改善と支援体制の整備を行い、自立と社会参画ができるよう、特別支援教室と通常学級の連続性のある学びの場を全学級で提供する。

## (5) 生活指導

## ア 生活指導

- ① 生活のきまりは全生徒が自らの学校生活を振り返り、改善案を生徒会が中心となり検討できるよう支援を行う。また生徒総会等の検討の必要なプロセスを得て最終的には学校が責任をもって生活のきまりを決定する。
- ② セーフティ教室や月1回の安全指導日に、安全教育プログラムを計画的に活用したり、講師の講話から危険を予測したり回避する能力を身に付けたりするなど、他者や社会の安全に貢献できる資質・能力を育成する。
- ③ 生徒が性犯罪、性暴力の加害者、被害者、傍観者とならないよう、「生命（いのち）の安全教育」を全学級で年1回以上実施する。指導する際は、「『生命（いのち）の安全教育』指導資料の手引き」を活用し、性暴力の根底にある誤った認識や行動、また性暴力が及ぼす影響などを正しく理解させ、生命を大切に考える考えや、自分や相手、一人ひとりを尊重する態度等を身に付けさせる。

## イ いじめ防止等の取組

- ① 常設の学校いじめ対策委員会を週1回以上実施し、いじめ防止対策推進法を遵守した対応を行う。また週1回以上の情報共有の時間では生徒の状況や対応記録の作成など共通理解を図り、教員が一人で抱えない体制づくりをめざす。
- ② 年4回のいじめに関するアンケートの実施と聞き取り、管理職報告を徹底し、いじめを見逃さない体制を継続するとともに、楽しい学校生活を送るためのアンケート（Q-U）の調査結果を全教員で分析し、生徒一人ひとりへの対応について共通理解を図る。
- ③ 6月に八王子市のいのちの大切さを共に考える日を設定し、全校朝礼での校長講話と道徳科における生命の尊重をテーマとし、生徒一人ひとりが命の連続性や有限性について考えを深められる取り組みを行う。

## ウ 不登校生徒への支援等

- ① 不登校総合対策「つながるプラン」を踏まえ、不登校生徒の実態、支援ニーズを把握し、社会的自立に向けた具向けた具体的な取組「校内登校支援教室（リソースルーム）」の知見を活かし、持続可能な登校支援に改善する。
- ② 登校支援コーディネーターが核となり「登校支援委員会」を開催する。また、不登校巡回拠点校として不登校巡回指導教員と「個票システム」の活用による不登校生徒の早期把握・対応、関係諸機関との連携を図る。

## (6) 特色ある教育活動

## ア 義務教育9年間を見通した小中一貫教育の取組

- (取組1) 教育9年間を見通した小中一貫教育の取組「はちおうじっ子サミット（いじめ防止）」についての協議として児童会・生徒会の合同会議を行う。また、小学校第6学年を対象とした中学校合唱コンクールの参観や体育大会等の合同競技及び中学生による小学校の運動会運営参画、部活動地域クラブ体験等を行う。
- (取組2) 学力定着プロジェクトチームを中心とした各教科等の指導の改善を行い、学力の定着・向上をめざす。また、「家庭学習ノート」やドリル型学習コンテンツを活用し、個別最適な学習環境を充実させる。
- (取組3) 各学期に一度行う小中一貫教育の日では、児童・生徒の背景や、気付きと手だてについて話し合う協議会を設定し、小・中教職員の共通理解を深める。
- (取組4) 「地域の子どもは地域で育てる」視点を基に、年に3回行われる青少年対策第五地区委員会主催のクリーン活動では、児童・生徒、地域、小・中教職員が一丸となって参加する。

## イ 学力向上の取組

- ① 定期考査前の一定期間を活用し、国語科、数学科、外国語科を中心に補習学習を実施する。
- ② 「はちおうじっ子ミニマム」の経年での変化を確認し、基礎的・基本的な学習内容の確実な定着をめざす。

## ウ その他

- ① 第五中学校グループとして「情報活用能力系統表」を活用した義務教育9年間を見通したICT活用に関する資質・能力の育成をめざす。
- ② 「第五中学校2020レガシー」として、「心のバリアフリー」を掲げ、共生社会をテーマに道徳科の授業を行う。
- ③ 部活動改革を令和7年度に加速させ、生徒の活動できる場を地域や地域クラブと連携し、拡大、充実させる。

## 3 学年別授業日数及び授業時数の配当

## (1) 年間授業日数配当表

月 学年	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
1	15	22	20	18	4	21	23	18	19	16	18	17	211
2	17	22	20	18	4	21	23	18	19	16	18	17	213
3	17	22	20	18	4	21	23	18	19	16	18	14	210
備 考	○第1学年は入学式が4月9日のため、2日減。第3学年は、卒業式が3月19日のため3日減。 ○5月10日(土)開校記念日及び都民の日10月1日(水)は、授業日とする。 ○夏季休業日は、7月26日(土)から8月25日(月)までとする。 ○振替休業日をとらない土曜授業日は、5月10日(土)、9月13日(土)、10月25日(土)とする。												

## (2) 各教科等の年間授業時数配当表 (1単位時間は50分とする。)

区 分		学 年	1	2	3
各 教 科	国 語		140	140	105
	社 会		105	105	140
	数 学		140	105	140
	理 科		105	140	140
	音 楽		45	35	35
	美 術		45	35	35
	保 健 体 育		105	105	105
	技 術 ・ 家 庭		70	70	35
	外 国 語 (英語)		140	140	140
	小 計		895	875	875
特別の教科 道徳			35	35	35
総合的な学習の時間			50(16)	70(16)	70(16)
特別活動(学級活動)			35	35	35
総 計			1015(16)	1015(16)	1015(16)

## 備 考

## ア その他の授業時数

区分	学年	1	2	3
	生徒会活動		3	3
学校行事		50	49	52
学級・学年裁量の時間		7	7	7

## イ 1単位時間

- ・1単位時間は50分とする。

## ウ 各教科等の授業時数の確保に関する手だて

「短い時間を活用した教科等指導」の実施

- ・第1学年水曜日（14時20分から15時30分） 教科：総合 1回10分 計18回 年間3時間行う。
- ・第2学年水曜日（14時20分から15時30分） 教科：総合 1回10分 計27回 年間4.5時間行う。
- ・第3学年水曜日（14時20分から15時30分） 教科：総合 1回10分 計25回 年間4.17時間行う。
- ・全学年5月7日(水)防災訓練（地域）のため学校行事として1時間増加。
- ・第1学年5月9日(金)校外学習のため学校行事として1時間増加。
- ・第1学年5月11日(月)いじめ防止プログラムのため学活として1時間増加。
- ・第3学年6月11日(水)進路説明会のため総合として1時間増加。
- ・第3学年9月24日(水)修学旅行のため総合として1時間増加。
- ・全学年10月17日(金)24日(金)27日(月)合唱コンクールに向けた練習のため学校行事として1時間増加。
- ・第1学年11月19日(水)移動教室のため総合として1時間増加。

## エ 長期休業中に位置付ける各教科等の授業時数及び内容

- ・第1学年は、総合的な学習の時間の「八王子の『まち』を知る（郷土）」における調査活動として10時間、「進路学習」における「さまざまな仕事調べ」の調査活動として6時間、計16時間行う。
- ・第2学年は、総合的な学習の時間の「八王子の『人と産業』を知る（郷土）」における調査活動として10時間、「進路学習」における「上級学校調べ」の調査活動として6時間、計16時間行う。
- ・第3学年は、総合的な学習の時間の「八王子をもっと『よい街』にする（郷土）」における調査活動として10時間、「進路学習」における調査活動として6時間、計16時間行う。

## オ 授業時数に位置付けない教育活動

- ・週4回行う朝読書は、1回あたり時間を10分とする。
- ・週1回行う朝のドリル型学習用コンテンツにおける学習は、1回あたりの時間を10分とする。

## カ その他

- ・第1学年及び第2学年の保健体育科における武道は柔道とする。